

(別紙)

質問1 今後、離乳前あるいは50日以前の子猫を当会を含む団体及び個人ボランティア等に譲渡しますか。当会は環境省「譲渡支援のためのガイドライン」(註)に沿って、譲渡された動物についての全責任を負うことをお約束いたします。

註 環境省「譲渡支援のためのガイドライン」より

団体等への譲渡について

- ・団体が窓口になったとしても、最終飼い主はあくまでも個人家庭であること。
- ・利潤追求のために動物を利用しないこと
- ・譲渡した動物についての責任は団体が負うこと(譲渡後調査も含む)

回答

質問2 平成21年2月初日から譲渡開始が可能ですか。

回答

質問3 残念ながら、現在、川崎市動物愛護センターでは収容動物の数に比して、ホームページ等で情報提供(註)される譲渡動物数がかなり少ないと言わざるをえません。一般的に譲渡を円滑に促進し、できるだけ多くの動物に生きるチャンスを与えるために、情報提供する動物数を増やすことを含め、情報提供の改善にどのように取り組んでいただけますか。

註 環境省「譲渡支援のためのガイドライン」より

情報提供について

保管する犬及びねこ等の動物については、所有者若しくは新たに飼養を希望する者の発見に努める必要があることから、広報、インターネット等を活用して、できる限り広域的かつ迅速に情報を提供する必要があります。インターネットについては、情報をできる限り最新のものに更新しておくとともに、インターネットを利用できない市民への考慮等、幅広い広報手段の活用も検討すべきです。また、近隣の都道府県知事やボランティア等との協力も有効です。

回答